

第2 行政評価・監視の結果

1 国における東日本大震災を踏まえた災害応急対策の見直し

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 東日本大震災による被害及び国の対応状況</p> <p>平成23年3月11日14時46分に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、震源域は岩手県沖から茨城県沖まで及び、広範囲で揺れが観測され、また、大津波が発生した。</p> <p>この地震による被害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、平成23年4月1日の閣議了解により、「東日本大震災」と呼称することとされた。東日本大震災における被害状況は、いまだ全容把握に至っていないが、平成26年5月9日現在、死者・行方不明者は12都道県で死者約1万6,000人、行方不明者約2,600人に及んでおり、また、住家についても、全壊は9都県で約13万棟、半壊は12都道県で約27万棟発生するなど、被害は広域かつ甚大なものとなっている。</p> <p>また、震度6弱以上を観測した8県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県)の352市町村のうち237市町村の庁舎が被災しており、市町村庁舎の被災も東日本大震災の特徴の一つとなっている。</p> <p>政府は、東日本大震災の発災直後14時50分に官邸対策室を設置するとともに、緊急参集チームを招集し、15時14分に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、同法制定後初めて、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を閣議決定により設置した。</p> <p>緊急災害対策本部は、平成23年3月11日に、関係省庁により迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くすこと、人命の救助を第一に、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くすことなどを内容とした「災害応急対策に関する基本方針」を決定し、その後、順次、災害救助法(昭和22年法律第118号)や被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の適用市町村の決定、激甚災害の指定、被災地域に対する物資支援に係る予備費の使用決定等を行った。</p> <p>また、発災翌日の3月12日に、宮城県庁内に緊急災害現地対策本部が、岩手県庁内及び福島県庁内にそれぞれ現地連絡対策室が設置された。さらに、3月17日に、被災者の生活支援が喫緊の課題であることに鑑み、緊急災害対策本部の下に被災者生活支援特別対策本部(平成23年5月9日に「被災者生活支援チーム」に名称変更)が設置された。</p> <p>これらの体制の下、発災直後から、警察による広域緊急援助隊や消防庁による緊急消防援助隊の派遣、被災地からの災害派遣要請を受けての自衛隊の派遣等、関係省庁による救助・救急活動を始め、医療活動、物資の調達・搬送等が実施された。</p>	<p>図表1-①</p> <p>図表1-②</p> <p>図表1-③</p> <p>図表1-④</p> <p>図表1-⑤</p>
<p>(2) 東日本大震災を踏まえた災害応急対策の見直し状況</p> <p>ア 東日本大震災における教訓の取りまとめ</p> <p>内閣府に置かれる中央防災会議は、災害対策基本法に基づき、内閣総理大臣を始</p>	<p>図表1-⑥</p>

めとする全国務大臣、関係機関の代表者及び学識経験者により構成され、防災に関する重要事項の審議等を行っている。同会議には、東日本大震災における被害の状況等について分析し、今後の対策について検討するため、学識経験者や地方公共団体の代表者等で構成される「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置された。その審議（平成 23 年 5 月 28 日～23 年 9 月 28 日）の結果、平成 23 年 9 月 28 日、i）津波対策を構築するに当たって、「発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」と「発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」の二つのレベルの津波を想定し、最大クラスの津波に対しては、減災の考え方にに基づき、ハード対策とソフト対策を組み合わせるべきである、ii）我が国のどこでも地震が発生し得るものとして、今後に向けて、地震・津波への備えを万全にするべきであるなどを内容とする報告が取りまとめられた。

その後、平成 23 年 10 月、中央防災会議には、新たに、関係国務大臣と学識経験者で構成される「防災対策推進検討会議」が設置された。当該会議は、国務大臣を委員とする初めての専門調査会であり、東日本大震災における政府の対応の検証、教訓の総括を行うとともに、首都直下地震、南海トラフ巨大地震や火山災害等による大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、災害対策の充実・強化策の検討を行っている。その審議の結果、平成 24 年 3 月 7 日に「中間報告」が、同年 7 月 31 日に「最終報告」（以下「防災対策推進検討会議最終報告」という。）が取りまとめられ、東日本大震災の教訓・課題を受けた防災対策全般の見直しの方向性が示されている。また、最終報告に先立ち、平成 24 年 7 月 19 日の防災対策推進検討会議の資料として、東日本大震災の反省や教訓を横断的に取りまとめた「東日本大震災の教訓と課題の総括」（以下「防災対策推進検討会議資料」という。）が提出されている。

なお、防災対策推進検討会議は、平成 25 年 3 月 26 日の中央防災会議において廃止され、後継組織として「防災対策実行会議」が設置された。防災対策実行会議においては、防災対策推進検討会議の最終報告のフォローアップを行うとともに、防災対策に係る府省横断的な課題を議論し、実行に結び付けることとされている。

イ 災害対策基本法及び防災基本計画の見直し

災害対策基本法においては、防災体制の整備、防災計画の作成・修正、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等災害対策の基本について規定され、国、都道府県、市町村等関係者の責務として、国による防災基本計画の作成、都道府県及び市町村によるそれぞれの地域防災計画の作成等が規定されている。また、i）市町村は、基礎的な地方公共団体として、防災基本計画に基づき地域防災計画を作成し、これを実施する、ii）都道府県は、防災基本計画に基づき地域防災計画を作成し、これを実施するとともに、市町村等の防災に関する事務・業務の実施を助け、その総合調整を行う、iii）国は、地方公共団体等が処理する事務・業務の実施の推進とその総合調整を行わなければならないこととされている。なお、災害対策基本法第 2 条第 3 号の規定により指定行政機関として指定された府省は、その所掌事務又は業務

図表 1-⑦、⑧

について、防災業務計画を作成することとされている。

災害対策基本法及び防災基本計画は、東日本大震災の発災後、2回の法改正及び3回の計画修正が行われており、その概要は、次のとおりである。

① 防災基本計画の修正（平成23年12月27日）

「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告（平成23年9月28日）等を踏まえ、平成23年12月27日、防災基本計画の修正が行われた。防災基本計画は、地震災害や海上災害等個別災害ごとに編を設け、災害対策編ごとに、「災害予防・事前対策」、「災害応急対策」及び「災害復旧・復興対策」の3章で構成されている。本修正において、従来、地震災害対策編の特記事項という位置付けであった津波対策について、新たな編として「津波災害対策編」が設けられた。さらに、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化を内容とする修正が行われている。

② 災害対策基本法の一部改正（平成24年6月27日公布・施行）

防災対策推進検討会議の中間報告（平成24年3月7日）を踏まえ、中央防災会議は、「防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針」（平成24年3月29日）を決定し、これに従い、i）大規模広域災害に対する即応力の強化、ii）大規模広域災害時における被災者対応の改善、iii）教訓伝承及び防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上等を内容とした災害対策基本法の一部改正（注）が行われ、平成24年6月27日に公布・施行された。

この改正を受け、内閣府及び消防庁は連名で、各都道府県に対し、「災害対策基本法の一部を改正する法律について」（平成24年6月27日付け府政防第724号、消防災第234号）により、改正法の主な内容を通知している。また、「災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について」（平成24年6月27日付け府政防第725号、消防災第235号）により、改正後の災害対策基本法の運用に当たっての留意点を示している。

（注）災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）による改正をいう。以下、当該改正を「平成24年6月の災害対策基本法の改正」という。

③ 防災基本計画の修正（平成24年9月6日）

防災対策推進検討会議最終報告及び上記②の災害対策基本法の改正内容等を踏まえ、平成24年9月6日、防災基本計画の修正が行われた。主な修正内容は、大規模広域災害への対策の強化となっている。

④ 災害対策基本法の一部改正（平成25年6月21日公布・施行。一部は、25年10月1日及び26年4月1日施行）

防災対策推進検討会議最終報告を踏まえ、大規模広域災害に対する即応力の強化等を内容とした災害対策基本法の一部改正（注）が行われ、平成25年6月21日に公布・施行された。

図表1-⑥（再掲）

この改正を受け、内閣府、消防庁及び厚生労働省は連名で、各都道府県に対し、「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」（平成 25 年 6 月 21 日付け府政防第 558 号、消防災第 245 号、社援発 0621 第 1 号）により、改正法の趣旨や主な内容を通知している。また、「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成 25 年 6 月 21 日付け府政防第 559 号、消防災第 246 号、社援総発 0621 第 1 号）により、改正後の災害対策基本法の運用に当たっての留意点を示している。

(注) 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）による改正をいう。以下、当該改正を「平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正」という。

⑤ 防災基本計画の修正（平成 26 年 1 月 17 日）

上記④の災害対策基本法の改正内容等を踏まえ、平成 26 年 1 月 17 日、防災基本計画の修正が行われた。主な修正内容は、大規模広域災害への対策の更なる強化となっている。

(注) 本行政評価・監視は、平成 25 年 3 月末現在の地方公共団体における東日本大震災の教訓を踏まえた対策への取組状況を調査したものであるため、以下で用いる防災基本計画の内容は、26 年 1 月の修正前のものである。

図表1-① 東日本大震災の概要

区分	東日本大震災	(参考) 阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14:46	平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0	7.3
地震型	海溝型	直下型
被災地	農林水産地域中心	都心部中心
震度6弱以上の 県数	8県(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉)	1県(兵庫県)
津波	各地で大津波を観測(最大波:相馬市9.3m以上、宮古市8.5m以上、大船渡市8.0m以上)	数十cmの津波の報告あり。被害はなし。
被害の特徴	大津波により、多数の沿岸部で甚大な被害が発生	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模火災が発生
災害救助法の適用	241市町村(10都県) (長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県)を含む。)	25市町(2府県)

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表1-② 東日本大震災における都道府県別の人的被害及び住家被害(平成26年5月9日現在)

(単位:人、棟)

都道府県名	人的被害			住家被害			
	死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	全焼・半焼	一部破損
北海道	1		3		4		7
青森県	3	1	111	308	701		1,006
岩手県	4,673	1,132	213	19,107	6,599	33	18,601
宮城県	9,537	1,277	4,145	82,987	155,121	135	223,064
秋田県			11				3
山形県	2		29				21
福島県	1,609	207	182	21,252	73,570	80	160,286
東京都	7		117	15	198	1	4,847
茨城県	24	1	712	2,627	24,332	31	186,092
栃木県	4		133	261	2,118		73,326
群馬県	1		40		7		17,679
埼玉県			45	24	199	2	1,800
千葉県	21	2	258	801	10,129	15	54,981
神奈川県	4		138		41		459
新潟県			3				17
山梨県			2				4
長野県			1				
静岡県			3				13
三重県			1				
高知県			1				
合計	15,886	2,620	6,148	127,382	273,019	297	742,206
(参考) 阪神・淡路 大震災	6,434	3	43,792	104,906	144,274	7,132	390,506

(注) 警察庁の資料に基づき当省が作成した。

なお、茨城県北部を震源とする地震(平成23年3月19日、9月10日、11月20日、24年2月19日、25年1月31日)、宮城県沖を震源とする地震(平成23年4月7日)、福島県浜通りを震源とする地震(平成23年4月11日)、福島県中通りを震源とする地震(平成23年4月12日)、千葉県北東部を震源とする地震(平成23年5月22日)、福島県沖を震源とする地震(平成23年7月25日、7月31日、8月12日、8月19日、10月10日、25年10月26日)、茨城県沖を震源とする地震(平成24年3月1日)、千葉県東方沖を震源とする地震(平成24年3月14日)、宮城県沖を震源とする地震(平成24年6月18日、8月30日)、三陸沖を震源とする地震(平成24年12月7日)による被害を含む。

また、阪神・淡路大震災の被害は、「阪神・淡路大震災について(確定報)」(平成18年5月19日消防庁)による。

図表 1-③ 東日本大震災における市町村庁舎の被災状況

震度 6 弱以上の県	本庁舎が地震・津波により被災した市町村数				
	市町村数		移転	一部移転	移転なし
岩手県	34	22 (6)	2 (2)	2 (1)	18 (3)
宮城県	35	32 (3)	3 (2)	2 (1)	27
福島県	59	36	3	3	30
茨城県	44	34 (1)	3	5	26 (1)
栃木県	27	26	1	2	23
群馬県	35	18	0	0	18
埼玉県	64	31	1	0	30
千葉県	54	38	0	1	37
合計	352	237 (10)	13 (4)	15 (2)	209 (4)

(注) 平成 24 年版防災白書による。なお、() 内の数字は本庁舎が津波による被災を受けた市町村数で内数である。また、原子力発電所事故の影響による移転は含まれていない。

図表 1-④ 災害対策基本法における緊急災害対策本部に関する規定

<p>(緊急災害対策本部の設置)</p> <p>第二十八条の二 <u>著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、(略) 閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(緊急災害対策本部の組織)</p> <p>第二十八条の三 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。</p> <p>2 緊急災害対策本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p> <p>3 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。</p> <p>4 緊急災害対策副本部長は、国務大臣をもつて充てる。</p> <p>5 緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本部長を助け、緊急災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。緊急災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ緊急災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。</p> <p>6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国務大臣</p> <p>二 内閣危機管理監</p> <p>三 副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p> <p>7 (略)</p> <p>8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、<u>緊急災害現地対策本部</u>を置くことができる。</p> <p>9～12 (略)</p> <p>(緊急災害対策本部の所掌事務)</p> <p>第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。</p> <p>二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が<u>防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整</u>に関すること。</p> <p>三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。</p> <p>四 第二十八条の六の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務</p>
--

(注) 下線は、当省が付した。なお、第 28 条の 4 第 1 号の規定は、東日本大震災後、追加されたものである。

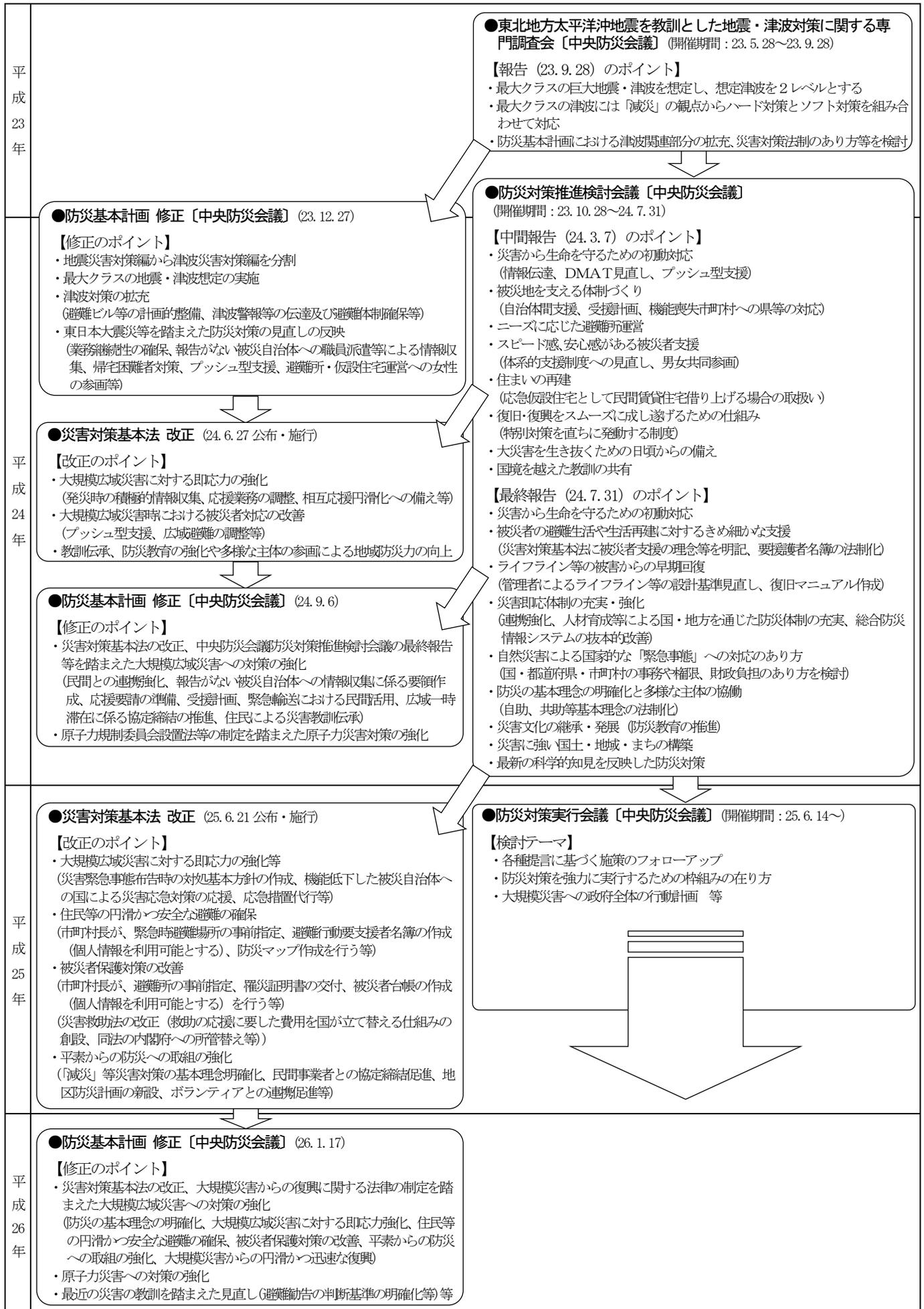
図表 1-⑤ 「災害応急対策に関する基本方針」(平成 23 年 3 月 11 日第 1 回緊急災害対策本部)

本日 14 時 46 分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

- 1 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- 2 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
 - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム (DMAT) を最大限派遣する。
 - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
 - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報 (ノータム) の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
- 3 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
- 4 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
- 5 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。

図表1-⑥ 災害対策基本法、防災基本計画の改正等の流れ



(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表1-⑦ 災害対策基本法における関係者の責務、防災計画等に関する規定

i) 関係者の責務等

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3 (略)

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 (略)

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2・3 (略)

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
 - 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
 - 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
 - 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - 五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためあらかじめ講ずべき措置に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - 六 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - 八 緊急輸送の確保に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。なお、第2条の2の規定は、東日本大震災後に追加されたものである。

ii) 指定行政機関、指定公共機関

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

- イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
- ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
- ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

【参考】災害対策基本法の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関等

指定行政機関 （平成 12 年 12 月 15 日総理府告示 第 62 号）	指定地方行政機関 （平成 19 年 10 月 1 日内閣府告示第 634 号）	指定公共機関 （昭和 37 年 8 月 6 日総理府告示第 26 号）
内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 資源エネルギー庁 中小企業庁 国土交通省 国土地理院 気象庁 海上保安庁 環境省 原子力規制委員会 防衛省	沖縄総合事務局 管区警察局 総合通信局 沖縄総合通信事務 所 財務局 水戸原子力事務所 地方厚生局 都道府県労働局 地方農政局 北海道農政事務所 森林管理局 経済産業局 産業保安監督部 那覇産業保安監督 事務所 地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 地方航空局 管区气象台 沖縄气象台 管区海上保安本部 地方環境事務所 地方防衛局	独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社 成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社 北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 日本郵便株式会社 東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社 KDDI 株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

（注）各告示等に基づき当省が作成した。なお、復興庁は、上記告示において指定されていないが、復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）附則第 3 条第 1 項において、復興庁が廃止されるまでの間、災害対策基本法第 2 条第 3 号イの特例として指定行政機関とされている。

iii) 防災計画

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～六 (略)

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ・ニ (略)

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(指定行政機関の防災業務計画)

第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 (略)

第三十七条 防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 所掌事務について、防災に関しとるべき措置

二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項

2 (略)

(指定公共機関の防災業務計画)

第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 (略)

(都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 (略)

4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 (略)

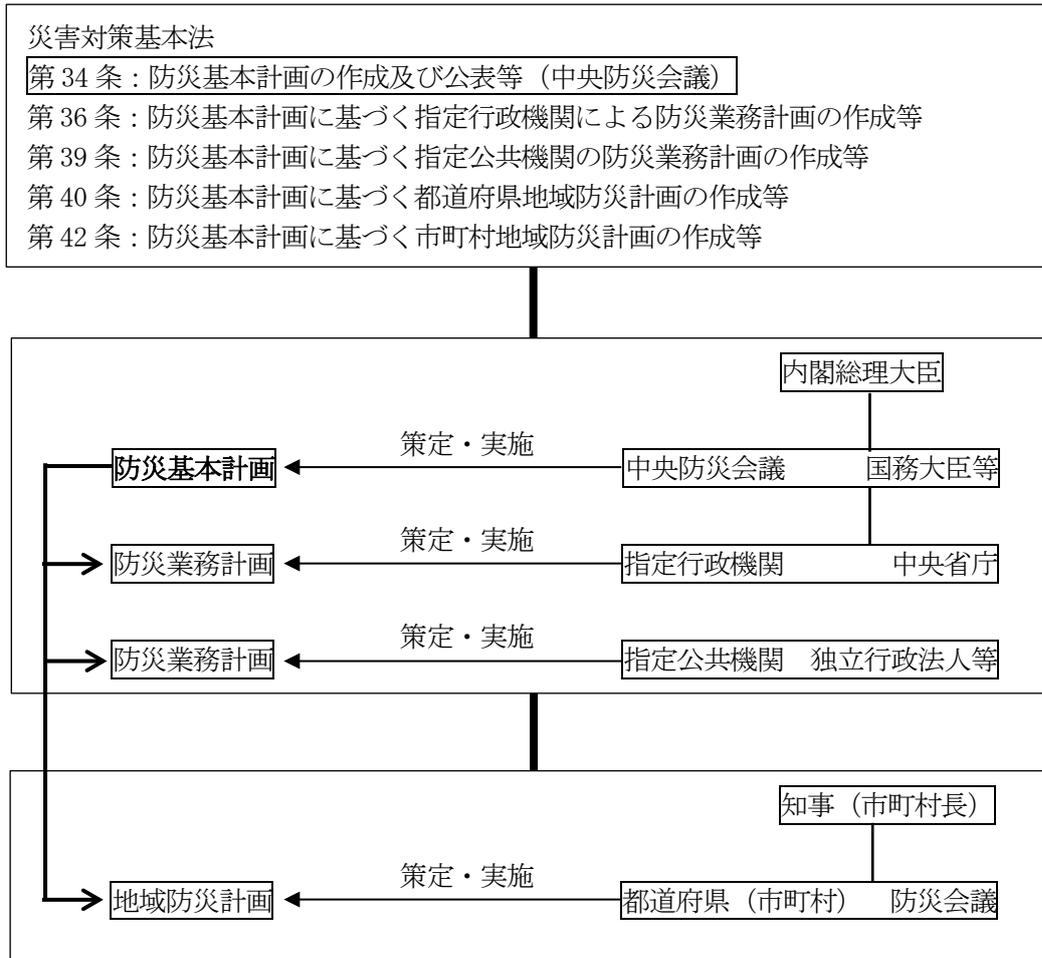
4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1－⑧ 防災基本計画の体系



(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。